

鹿児島市

誘殺確認地点地図

令和5年度の誘殺状況

市町村	地区	7/18	8/28	10/5	10/19	合計
鹿児島市	本港新町(南ふ頭)	1	0	0	0	1
	七ツ島, 谷山港	1	1	0	1	3
	城南町(鹿児島新港)	0	0	1	0	1

【参考】直近の誘殺状況(令和4年度)

市町村	地区	4/6	5/18	合計
鹿児島市	南栄(谷山港)	1	0	1
	城南町(鹿児島新港)	0	1	1



アリモドキゾウムシについて

アリモドキゾウムシの特徴

- 1 体長約6mmの甲虫で、成虫がアリに似ている。
幼虫が寄生した植物の生塊根等（主にさつまいも）は、食害により異臭や苦みが発生し、食用はもちろん、飼料としても利用できなくなる。
- 2 寄主植物は、サツマイモやノアサガオ、
ゲンバイヒルガオなど
- 3 植物防疫法施行規則第5条の2の規定
に基づく「検疫有害動物」に指定



成虫（雌）

- ・ 中国や東南アジアなどの発生国からの寄主植物の生茎葉及び生塊根の輸入を禁止
- ・ 国内においては、生息地から域外への寄主植物の移動を規制

国内への侵入状況

十島村の口之島以南の地域（沖縄県の久米島及び津堅島を除く）と小笠原諸島に生息。

- 大正4年に与論島で発生を確認し、昭和8年には、口之島以南の地域に広く生息していることを確認
- 県内における平成元年以降の発生・根絶の状況（主なもの）
 - ・ 種子島では、平成2年に再発生確認、平成10年根絶
 - ・ 屋久島では、平成9年に発生確認、平成12年根絶
 - ・ 指宿市山川地区では、平成18年に発生確認、平成19年根絶
 - ・ 指宿市十町地区では、平成18年に発生確認、平成24年根絶

これまでの県としての対応

- 1 県内の未発生地域（トカラ列島以南を除く）への侵入の有無を確認するため、トラップ調査（年2回、1,640箇所等）を実施。
なお、国は、海外及び国内の発生地域から侵入のおそれが高い未発生地域の主要港湾や空港等でトラップ調査（県内18箇所※、月2回）を実施。
※本港区（北ふ頭、南ふ頭）、新港区、中央港区、マリポートかごしま、谷山港（谷山一区、谷山二区）、鹿児島市中央卸売市場、都市農業センター、港湾合同庁舎、鹿児島空港、志布志港等
- 2 根絶事業（寄主植物除去、誘殺剤等の散布、不妊虫放飼など）を、平成13年度から喜界島において実施中。
- 3 令和5年度は7月18日に鹿児島市本港新町（南ふ頭）及び谷山港で、それぞれ1匹、8月28日に谷山港で1匹、10月5日に鹿児島新港で1匹、10月19日に七ツ島（谷山港）で1匹。合計5匹の誘殺を確認。
本港新町（南ふ頭）においては、その後の調査で誘殺が確認されなかったため、9月1日に初動対応を終了。谷山港及び鹿児島新港においては、初動対応を継続中。